暮らしとまちづくり

ごみとリサイクル

ごみの収集

目黒区清掃事務所　目黒本町 2-13-19
☎3719-5345 FAX 3719-5064

まちの美観と清潔を保持するため、所定の集積所へのごみの排出をお願いしています。ごみの排出時は、ふた付きの容器か中身の見える袋を使用してください。燃やすごみ収集は週2回、燃やさないごみ収集は月2回実施しています。分別されていないごみは、集積所に残す場合があります。

●一度に出せるのは45ℓ袋で4袋までです

●ごみがたくさん出たときは

家庭ごみについては、一度に多量（45ℓの袋で5袋以上）のごみを出す場合は、有料になります。詳細は目黒区清掃事務所へお問い合わせください。

●粗大ごみのお申し込み

○目黒区粗大ごみ受付センター　☎5715-0053

○インターネット申し込み　目黒区公式ウェブサイト：オンラインサービス「粗大ごみ処理の手続き」

家庭から出た一辺の長さがおおむね30㎝以上のごみは粗大ごみです。有料で収集します（申し込み制）。

なお、事業者から出るものや以下のものは粗大ごみとして収集できません。

●区では収集できないもの

○エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

・購入、買い替えの販売店での引き取りを依頼
・家電リサイクル受付センター（☎0570-087200）
・インターネット申し込み　https://kaden23rc.jp/
・指定引取場所へ直接持ち込み
　指定引取場所については清掃リサイクル課または清掃事務所へ問い合わせ

○家庭用パソコン

デスクトップパソコン本体、ディスプレイ、ノートパソコンは次のいずれかに回収を依頼してください。

①各メーカー　②自作のパソコンやメーカーが不明な場合は、パソコン3R推進協会（☎5282-7685）　③国の認定事業者（リネットジャパン株式会社　インターネット申込による宅配便回収　https://www.renet.jp/）

○有害性・危険性のあるもの・特殊なもの

［例］ガスボンベ、石油類、塗料、薬品類（農薬・劇薬など）、花火・マッチ（未使用のもの）、バッテリー、消火器、ピアノ、耐火金庫、タイヤ、土、砂、石、オートバイなど

これらは、区では収集できませんので、目黒区清掃事務所へご相談ください。

●分け方・出し方にご注意ください

○スプレー缶・ライター・カセットボンベは、収集車両の火災発生の原因となります。必ず中身を使い切ってから、他のごみとは別の袋に入れて「危険」と表示し、燃やさないごみに出してください。

○水銀を含む製品（水銀体温計・水銀血圧計・蛍光管など）は必ず月1回の指定された曜日の8時までに出してください。
　※過去に、水銀を含むごみが原因で、清掃工場の焼却炉が停止しました

○食用油は、固めるか新聞紙に染み込ませるなどして、燃やすごみに出してください。

●防鳥（カラス）ネット

4世帯以上が利用するごみ集積所に、防鳥ネットの無料貸し出しをしています。詳細は目黒区清掃事務所へお問い合わせください。

資源の回収（リサイクル）

目黒区清掃事務所　目黒本町 2-13-19
☎3719-5345 FAX 3719-5064

排出ルールを守り、資源の有効利用のためご協力ください。資源回収は週1回実施しています。品目ごとに出してください（雨天時も回収）。

●資源の品目・出し方

○プラスチック

・プラスチック製の容器や包装
・製品プラスチック
　（すべてがプラスチックでできている一辺がおおむね30cm未満のもの）

水で軽くすすいで汚れを落としてから、中身の見える袋に入れてください。汚れの落ちないものは燃やすごみに出してください。

○ペットボトル

キャップとラベルをはずし、中をすすいだ後、横方向につぶして、中身の見える袋か専用ネットに入れて出してください。

キャップとラベルは「プラマーク」の資源と一緒に出してください。

○びん・缶

水で軽くすすいでから、専用コンテナか中身の見える袋に入れてください。

（※集積所を複数世帯で利用している場合、ペットボトルの専用ネットや、びん・缶のコンテナを無料で貸し出しています）

燃やすごみ

生ごみ・皮革製品・ゴム製品・資源に出せないプラスチック（汚れが落ちないもの、金属など他の素材が混じっているもの）など

燃やさないごみ

陶磁器・ガラス・金属など（割れたビン等は紙などに包んで「危険」と表示）

使い切ったスプレー缶・ライター・カセットボンベは「危険」と表示して別の袋に入れる

水銀を含む製品

水銀を含む製品（水銀体温計・水銀血圧計・蛍光管等）は燃やさないごみとは別の袋に入れる

●古紙（新聞・段ボール・雑誌類（雑誌・本・雑がみなど））の出し方
家庭から出る古紙の回収は町会・自治会などが実施する集団回収により行っています。品目ごとにひもで縛って古紙回収の日に出してください。雑がみ（紙箱、包装紙など）は雑誌に挟むか、紙袋に入れて出してください。
※事業者が排出する古紙は集団回収に出せません。区に事前登録をしたうえで、資源の回収日に出してください。登録手続は清掃事務所へお問い合わせください

●乾電池の拠点回収
区の施設に回収ボックスを設置しています。

回収場所（乾電池）
目黒区総合庁舎本館1階西口、北部・中央・南部・西部地区サービス事務所、駒場・菅刈・東山・烏森・中目黒・下目黒・不動・油面・上目黒・五本木・鷹番・月光原・向原・原町・碑・大岡山東・大岡山西・中根・自由が丘・八雲・東根住区センター、田道住区センター三田分室、自由が丘住区センター宮前分室、駒場体育館、東山社会教育館、めぐろ学校サポートセンター、田道ふれあい館、目黒区民センター本館1階総合案内横、防災センター、緑が丘コミュニティセンター、区民キャンパス、特別養護老人ホーム中目黒・東が丘、不動児童館、目黒碑文谷四郵便局など

●紙パックの拠点回収
牛乳やジュースなどの紙パック（内側が銀色のものは、燃やすごみに出してください。）を公共施設などの窓口で回収しています。紙パックは洗って切り開き、乾燥させてからお持ちください。

回収場所（紙パック）
目黒区総合庁舎本館1階西口、駒場・菅刈・東山・烏森・中目黒・下目黒・不動・油面・五本木・鷹番・月光原・向原・原町・大岡山東・大岡山西・自由が丘・中根住区センター、田道住区センター三田分室、自由が丘住区センター宮前分室、駒場老人いこいの家、駒場野公園自然観察舎、目黒区エコプラザ、消費生活センター、緑が丘コミュニティセンター別館、特別養護老人ホーム中目黒・東が丘など

●使用済小型家電および小型充電式電池等の拠点回収
ごみの減量と資源の有効活用のため、使用済小型家電のうち以下の9品目を区内10カ所で回収しています。

回収対象（9品目）
携帯電話・携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・ポータブルカーナビ・電子辞書・卓上計算機・コード類（ACアダプタを含む）
※個人情報の適正管理のため、携帯電話などは、区職員による破壊処理後、資源を回収します
・携帯電話などの個人情報は消去してください
・SDカードなどの記憶媒体も取り除いてください
・電池類は取り除いてください
・回収した品物の返却はできません
・対象9品目以外のものは回収できません
・パソコンは回収できません。処分方法はP75をご覧ください
・対象9品目であっても、回収ボックスの投入口に入らないもの（一辺の長さが30cm以上のもの）は回収できません
・事業者から出る使用済小型家電は回収できません

回収対象（小型充電式電池等）
（例）
・リチウムイオン電池
・モバイルバッテリー
・電子たばこ、加熱式たばこ
・電動シェーバー
・電動歯ブラシ（歯ブラシ部分は除く）
・携帯型扇風機
・その他の小型充電式電池を含む製品
※一辺が30cm以上のもの及び破損したものは入れないでください

回収場所
目黒区総合庁舎本館1階西口、駒場住区センター、北部・中央・南部・西部地区サービス事務所、目黒区清掃事務所、目黒区清掃事業所、目黒区エコプラザ、緑が丘コミュニティセンター

●事業者から発生するごみと資源はすべて有料です
資源とごみの量が1日当たり50kg未満の事業者は、有料で区の収集に出すことができます。事業者名を記入した目黒区の「事業系有料ごみ処理券（有料シール）」を貼りつけて、収集日に出してください。

目黒区エコプラザ

目黒 1-25-26（田道ふれあい館内）
☎5721-2300 FAX 5721-2316

区民の皆さんが、楽しみながら取り組める環境にやさしいライフスタイルを提案しています。
さまざまな講座やワークショップを開催したり、活動室の貸出しを行っています。

休館日
日曜日・祝日・休日・年末年始

●情報室
利用時間　9時～17時
図書コーナーを設けて、環境に関する図書の閲覧などにご利用いただけるほか、貸出しも行っています。また、不用になった品物の情報を紹介する不用品情報コーナーや、暮らしに密着した環境情報の展示も行っています。

●活動室
利用時間　午前（9時～12時）、午後（13時～17時）、夜間（18時～21時）
※支払い時間は9時～17時

参照 P97

利用申し込み
自宅などのパソコンや携帯電話、各施設に設置された利用者端末機で申し込めます。あらかじめ利用者登録が必要です。
○**目黒区エコプラザ利用団体抽選申込期間**
利用月の4カ月前の月の1日～月末
○**目黒区エコプラザ利用団体優先申込期間**
利用月の3カ月前の月の5日～月末
○**一般空き申込期間**
利用月の2カ月前の月の1日～利用当日

料金
利用する時間帯、登録の有無によって異なりますのでお問い合わせください。
※活動室の貸出は、令和6年3月31日をもって終了します。

●リサイクルショップ
☎5721-2300
利用時間　10時～16時（寄付は予約制です）
区民の皆さんからご寄付いただいた衣類、雑貨などを、必要なかたに購入していただき、「物を大切にする暮らし」を応援するお店です。

和洋服のリフォームコーナー（田道ふれあい館内シルバー人材センター奥）

☎3793-3165
利用時間　月～金曜日（祝日・休日除く）　10時～16時
第2・第4土曜日　10時～15時
シルバー人材センター会員が洋服や和服の仕立直しを行っています。また、シルバー人材センター会員による手作り小物の展示・販売を行っています。

住宅・土地・建物

住宅の申し込み

●区営住宅

公営住宅の窓口（総合庁舎別館内）　☎3715-1871

住宅に困っている収入の少ないかたに対して、低額な使用料で賃貸する目黒区管理の住宅です。入居者の募集はめぐろ区報などでお知らせします。

●区民住宅

公営住宅の窓口（総合庁舎別館内）　☎3715-1871

中堅所得者子育て世帯への居住支援を目的として設置された目黒区が管理する住宅です。入居者を随時募集しています。

●都営住宅

東京都住宅供給公社　☎3498-8894

住宅に困っている収入の少ないかたに対して低額な使用料で賃貸する東京都管理の住宅です。入居者の募集は、広報東京都、めぐろ区報などでお知らせします。

●都民住宅

東京都住宅供給公社　☎3498-8894

中堅所得者層を対象とするファミリー向けの賃貸住宅です。入居者の募集は、先着順に受け付けています。

●目黒区立高齢者福祉住宅

参照 P62

民間賃貸住宅の情報提供

住宅課　居住支援係

☎5722-9878 FAX 5722-9325

住宅を探すことが困難な高齢者、障害者、ひとり親世帯等に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第五ブロックから得た民間賃貸住宅の物件情報を提供します。民間賃貸住宅の情報提供の対象となったかたで、保証会社等を利用して、賃貸借契約を締結した場合に、保証料等の一部を助成する制度があります。詳細はお問い合わせください。

家賃助成

住宅課　居住支援係

☎5722-9878 FAX 5722-9325

区内の民間賃貸住宅にお住まいの次の世帯に、家賃の一部を助成します。

①高齢者世帯・障害者世帯

②18歳未満の子を扶養し同居しているファミリー世帯

募集時期・助成要件・助成額などの詳細はお問い合わせください。

土地の地価公示図書・基準地価格図書の閲覧

都市計画課　都市計画係

☎5722-9726 FAX 5722-9338

各地区サービス事務所（東部地区を除く）

参照 P8・10

土地取引の目安となる、地価公示法に基づく公示価格と国土利用計画法に基づく東京都の基準地価格が閲覧できます。

開発行為の許可申請

都市整備課　開発係

☎5722-9715 FAX 5722-9239

500㎡以上の土地に建物などを建てる場合、道路の新設や廃止、宅地造成の工事などを伴うときは、都市計画法に基づく開発許可が必要です。事前にご相談ください。

大規模建築物などに係る建築計画の届け出

都市整備課　開発係

☎5722-9715 FAX 5722-9239

大規模建築物、ワンルーム形式集合住宅、店舗などを建設する場合は、標識設置する日の前日（標識設置以外は、建築確認申請など法定申請を行う30日前）までに、住環境の整備に関する建築計画の届け出の提出が必要です。事前にご相談ください。対象となる建築物は次のとおりです。

●大規模建築物

①敷地面積が1,000㎡以上の建築物（一戸建ての住宅を除く）

②延べ面積が1,500㎡以上かつ建築物の高さが15m以上または地階を除く階数が5以上の建築物

③延べ面積が1,500㎡以上かつ住戸の数が20以上の建築物

●ワンルーム形式集合住宅

住宅などの用途に使用する40㎡未満の小規模区画が10以上で、階数が3以上である建築物（小規模区画数が建築物全体の区画数の3分の1以下である建築物を除く）。

●特定商業施設

小売業（物品加工修理業を含む）、飲食店業、興行場、遊技場、音楽・映像記録物賃貸業を営む店舗（階段、便所、作業場を除く）で、その床面積の合計が500㎡を超える建築物。

建物の建築に伴う狭あい道路の拡幅整備

都市整備課　狭あい道路係

☎5722-9729 FAX 5722-9239

道路幅員が4mに満たない狭い道路（建築基準法第42条第2項）に接した敷地に建築等を行う際には、道路幅員が4mになるよう建物や塀を後退しなければなりません。2項道路に接する敷地で建築等を行う場合は、事前に区と後退する部分の整備方法について協議が必要です。区は拡幅整備促進のため次の制度を設けていますが、条件がありますので詳細はお問い合わせください。

①区による後退用地整備工事

②塀などの撤去費用の助成金および擁壁設置費用の助成金

③角地の隅切り用地奨励金

建築時の緑化計画

みどり土木政策課　みどりの係

☎5722-9355 FAX 3792-2112

200㎡以上の敷地に建物を新築したり、増改築したりする場合は、事前に区と協議が必要です。建築確認申請の前に、緑化計画を区に提出し認定を受けてください。開発行為で造成された200㎡未満の敷地や、20台以上の駐車場の設置の場合等も緑化計画の提出が必要になります。詳細はご相談ください。

樹木等の保全協議

みどり土木政策課 みどりの係
☎5722-9355 FAX 3792-2112

1.5mの高さにおいて幹周りが80cm以上の樹木や、高さ90cm以上で長さ20m以上の生け垣などを伐採しようとする場合は、区と保全協議が必要です。協議の結果、保全のために移植する場合には助成を受けることができます。詳細は、伐採予定の30日前までにご相談ください。

地区計画・建築協定

都市整備課 街づくり調整係
☎5722-6846 FAX 5722-9239

建築物を建てるには、建築基準法などの法律でいろいろなルールがあります。地区計画や建築協定は、地区の実情に合ったきめ細かな街づくりを進めるため、地区の皆さんで街づくりの目標や課題解決のためのルールなどを話し合い、地区独自の街づくりの計画や協定として定める制度です。

地区計画は都市計画として定めて区が運用しますが、建築協定は同意された皆さんがお互いにルールを守っていくものです。詳細はご相談ください。

近隣の建築計画等によって生じる問題等についての相談

参照 P19

耐震診断助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

木造2階建て以下の住宅など（専用住宅・併用住宅・共同住宅・保育所・老人ホームなど）を対象に、区に登録した耐震診断士による診断費用（協定額）の60%を助成します。

また、鉄筋コンクリート造・鉄骨造などの建物は、耐震診断費用の一部を助成（診断費用の50%以内で上限60万円。分譲マンション・緊急輸送道路沿道建築物・特定建築物は上限200万円）します。詳細はご相談ください。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①昭和56年5月31日以前に建築された建築物
②建築基準法令に適合していること
③住民税・固定資産税を滞納していないこと

耐震改修設計助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

耐震診断の結果、必要な耐震性を有していない建築物について耐震診断の結果に基づいて行う、耐震改修工事の設計費の一部を助成します。

木造住宅などは、設計費用の50%以内で上限20万円です。鉄筋コンクリート造・鉄骨造などの非木造建築物は、設計費用の50%以内で上限60万円です（分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物・特定建築物については上限200万円）。設計費用に関する助成率は、規模・用途によって変わります。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①昭和56年5月31日以前に建築された建築物
②木造住宅などは区の耐震診断助成を受けた建築物
③建築基準法令に適合していること
④住民税・固定資産税を滞納していないこと

耐震改修助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

改修が必要な建物に工事費の一部を助成します。木造住宅などは、工事費の80%以内で上限150万円（住民税非課税世帯は180万円）です。鉄筋コンクリート造・鉄骨造などの非木造建築物は工事費の1/3で、上限300万円です（分譲マンション・緊急輸送道路沿道建築物・特定建築物については上限1,500万円）。工事費に対する助成率は規模・用途によって変わります。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①木造住宅などは区の耐震診断助成を受けた建築物
②必要な耐震基準値を満たすための改修工事
③木造住宅などは、原則区に登録した施工業者による施工
④建築基準法令に適合していない箇所は、耐震改修工事と合わせて是正すること（是正工事は助成対象外）
⑤住民税・固定資産税を滞納していないこと

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

特定緊急輸送道路に面する建築物で、前面道路幅員のおおむね2分の1の高さを超えるものは、改修設計、改修工事、除却・建て替えの費用の一部を助成します（補助率は約3分の1～6分の5、令和5年度までに着手するもの）。詳細はご相談ください。

耐震シェルター等設置費助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

高齢世帯などを対象に、耐震シェルターなどの設置費用を助成します。助成の対象は、都が安価で信頼できるとして公表している耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用です。助成額の上限は30万円です。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①昭和56年5月31日以前に建築された、木造2階建て以下の住宅などに設置すること
②65歳未満のかた（身体上の障害程度が1・2級のかたを除く）がいない世帯
③年間所得額が200万円以下の世帯
④すでに耐震改修費用の助成などの交付決定を受けていないこと

木造住宅等除却工事助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

住宅を除却する工事費の一部を助成します。除却費用の50%以内で上限50万円です。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、所有者自らが居住し、建て替え後も住み続けること
②簡易診断による耐震性が不足していること
③住民税・固定資産税を滞納していないこと

がけ・擁壁改修助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

がけ・擁壁を対象に改修工事費の一部を助成します。工事費の50%以内で上限100万円です。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①高さが2mを超えるがけ・擁壁
②工作物確認済証を取得する改修工事
③崩壊により被害が及ぶおそれがあり、区長が改修の必要を認めたもの

がけ地近接等危険住宅移転事業助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅を除却し移転するかたに対して、費用の一部を助成します。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①土砂災害特別警戒区域内の建築物で、居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの
②土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築されていて、土砂災害への構造耐力上の安全性を有していないこと
③住民税・固定資産税を滞納していないこと
④居住していること

住宅・建築物土砂災害対策改修助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

土砂災害特別警戒区域内にある住宅・建築物等の土砂災害対策改修工事の一部を助成します。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①土砂災害特別警戒区域内の住宅または居室を有している建築物
②土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築されていて、土砂災害への構造耐力上の安全性を有していないこと
③土砂災害に対し安全な構造となる改修工事
④住民税・固定資産税を滞納していないこと

ブロック塀等除却工事等助成

建築課 耐震化促進係
☎5722-9490 FAX 5722-9597

●除却助成

道路沿いで安全性の確認できない塀の除却工事費の一部を助成します。塀等の延長1m当たり9千円で上限20万円、除却工事費の50%以内です。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①道路沿いの塀および道路内に倒壊のおそれのあるもの
②安全性が確認できないもの
③道路からの高さが80cmを超えるもの
④道路内に面する部分をすべて撤去すること
注：建築物の解体工事と一緒に行うものは対象外

●建替え助成

道路沿いで安全性の確認できない塀の建替え工事費の一部を助成します。塀等の延長１m当たり1万8千円で上限40万円、建替え工事費の50%以内です。

助成要件（原則としてすべて満たしていること）
①ブロック塀等除却後、その範囲以内において軽量フェンス等を新設する工事
②建築基準法、建築基準法関係規定および東京都建築安全条例に適合した工事
③高さ２m以下のもの
④塀の基礎および立ち上がり部分の構造は、高さ60cm以下とし、鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造と同等の構造強度をもつもの

住宅リフォーム資金助成

住宅課 居住支援係
☎5722-9878 FAX 5722-9325

ご自宅のリフォーム工事を区内業者が行う場合に、費用の10%（上限10万円）を助成します。自宅の吹付アスベスト除去工事と所有賃貸住宅の空き室バリアフリー工事への助成もあります。いずれも、工事開始前に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

住宅修築資金の融資あっせん

住宅課 居住支援係
☎5722-9878 FAX 5722-9325

住宅を修繕または増改築するかたに、金融機関による融資をあっせんしています。

対象　居住または所有している居住用住宅の修繕・増改築
融資額　1件につき700万円以内
利率　年利1.8%（5年4月1日現在）
返済期間　5年以内。100万円以上200万円未満は7年以内、200万円以上の場合は10年以内

マンション共用部分改良工事助成・マンション共用部分リフォーム融資（耐震診断・耐震改修工事など）

住宅課 マンション管理適正化係
☎5722-6841 FAX 5722-9325

●マンション改良工事助成（分譲マンションの修繕）

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課　☎5320-7532

管理組合が（公財）マンション管理センターの債務保証を得て、（独）住宅金融支援機構からマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、当該融資を対象として利子補給を行います。

●マンション共用部分リフォーム融資

（独）住宅金融支援機構　☎5800-9366

管理組合が実施するマンション共用部分の外壁塗装や屋上防水などの改良工事（耐震診断・耐震改修工事・浸水対策工事・太陽光発電設備設置工事・長期修繕計画の作成等を含む）の資金を対象とする融資です。

住宅の増改修などの相談

参照 P15

アスベスト（石綿）調査助成

環境保全課 公害対策係
☎5722-9386 FAX 5722-9401

建築物（分譲集合住宅を含む）にアスベストと疑われる吹付け材等が使用されており、その吹付け材等のアスベストの含有等について専門の調査機関に分析調査を依頼する場合、費用の半額（限度額：戸建10万円、分譲集合住宅・事業用建築物20万円）を助成します。詳細はお問い合わせください。

住宅用家屋証明書

建築課 受付係
☎5722-9642 FAX 5722-9597

個人が自己の居住のために使用する住宅を新築または取得したとき、保存・移転登記、抵当権の設定登記の登録免許税の軽減が受けられる証明書です。条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

証明書手数料　1件　1,300円

住居表示の届け出

戸籍住民課 住民記録証明係
☎5722-9795 FAX 5721-7814

建物を新築・建替えしたときは、住居表示（○丁目○番○号）を決めるための届け出が必要です。住居番号（○号）は建物に付きますので、同じ敷地内の建替えの場合も届け出が必要となります。また、増改築などにより、建物規模や主な出入り口の変更があった場合も届け出をしてください（出入り口が変わると号数が変わる場合があります）。

手続の詳細はお問い合わせください。

空家等についての相談

都市整備課 空家対策調整係
☎5722-8692 FAX 5722-9239

空家の管理不全、活用について等、空家に関する困りごとや、悩みごとの相談をお受けします。

みどり・環境・自転車

保存樹木等の指定・高枝切りばさみ

みどり土木政策課 みどりの係
☎5722-9359 FAX 3792-2112

区内に残る貴重なみどりを保全するため、一定基準以上の樹木・樹林・生け垣を保存樹木等として指定し、管理費用の一部を助成しています。また、庭木の管理のために、高枝切りばさみと刈込ばさみの貸し出しを行っています。詳細はお問い合わせください。

みどりのまちなみ助成

みどり土木政策課 みどりの係
☎5722-9359 FAX 3792-2112

●接道部緑化の助成（敷地面積500㎡未満）

道路に面して新しく生け垣や樹木の植え込みなどを作る際に、かかった工事費の一部を助成します。工事前に申請が必要です。条件によっては、縁石の設置、ブロック塀の撤去、樹木の移植、植栽基盤工事も対象になります。

助成額は、植栽の内容により1本当たり2,000～27,000円で、ブロック塀の撤去をして緑化する場合などは、助成額が上乗せになります。1件当たりの限度額は40万円です。なお、樹木の移植・ブロック塀の撤去は、工事着手前に現地調査が必要です。詳細はお問い合わせください。

●屋上や壁面緑化の助成

建物の屋上やルーフバルコニーに土を盛り、芝や樹木で緑化したり、建物の壁面をつたなどの植物で覆って緑化したりする際に、かかった工事費の一部を助成します。工事前に申請が必要です。縁石・自動かん水装置の設置なども対象になる場合があります。

屋上緑化の助成額は、植栽土の厚さにより1㎡当たり2万～3万円で、壁面緑化の助成額は、植栽方法により1㎡当たり2千～2万円で、屋上壁面合わせて限度額は70万円です。詳細はお問い合わせください。

公害についての相談

●公害相談　参照 P19

太陽光発電システムなどの設置費助成

環境保全課 温暖化対策係
☎5722-9034 FAX 5722-9401

環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を推進するため、二酸化炭素排出量の削減に配慮した再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を、ご自宅に設置されるかたに対して、設置経費の一部を助成します。詳細はお問い合わせください。

駐輪場の設置

土木管理課 自転車対策係
☎5722-9444 FAX 5722-9636

●自転車駐車場の設置義務

特定の用途の施設を新築・増築するときは、自転車駐車場の設置が義務づけられています。

○**大規模小売店舗・飲食店**（店舗面積400㎡を超えるもの）
店舗面積20㎡ごとに1台

○**金融機関・スポーツ施設**（店舗面積500㎡を超えるもの）
店舗面積25㎡ごとに1台

○**遊技場・学習施設**（店舗面積300㎡を超えるもの）
店舗面積15㎡ごとに1台

●民営自転車等駐車場の設置に対する助成制度

助成対象

次の条件すべてを満たすかた。①駅から約200m以内②収容能力約50台（一般原動機付自転車専用約40台）以上③継続して3年以上運営する

○**建設補助金**
駐車場施設建設費と駐車器具整備費の合計額の3分の1以内。ただし、平置式500万円、立体式1,000万円が限度です

○**運営補助金**
駐車場の施設、土地にかかる固定資産税、都市計画税相当額の2分の1以内を3年間助成します

撤去された自転車などの引き取り

土木管理課 自転車撤去係
☎5722-9569 FAX 5722-9636

道路に放置された自転車などは撤去します。撤去した自転車などは、撤去保管料を徴収のうえ返還します。詳細はお問い合わせください。

撤去保管料

自転車5,000円、特定小型原動機付自転車5,000円、
一般原動機付自転車8,000円、自動二輪車16,000円

登録制自転車置場

土木管理課 自転車対策係
☎5722-9444 FAX 5722-9636

中目黒・都立大学の各駅周辺に登録制自転車置場があります。一部の自転車置場では一般原動機付自転車（50cc以下）の登録利用ができます。登録制自転車置場は登録をしないと利用できません。詳細はお問い合わせください。

利用期間

4月1日～3月31日（登録受け付けは11月上旬から）

登録手数料

3,000円（免除制度あり）

有料駐輪場

土木管理課 自転車対策係　☎5722-9444 FAX 5722-9636

●駐輪場利用時間および問い合わせ先

駐　輪　場	利　用　時　間	問い合わせ先
1　駒場東大前西口駐輪場	24時間	池尻大橋駅北口駐輪場 （7時～21時）
2　駒場東大前東大口駐輪場		
3　駒場三丁目駐輪場		
4　池尻大橋駅東口駐輪場	5時～翌日1時	
5　池尻大橋駅北口駐輪場	24時間	
6　上目黒一丁目駐輪場	5時～翌日1時	上目黒一丁目駐輪場 （8時～11時、17時～21時）
7　中目黒駅前駐輪場	5時～翌日1時10分	中目黒駅前駐輪場 （7時～22時）
8　祐天寺駅西口第一駐輪場	5時～翌日1時	祐天寺駅西口第一駐輪場 （5時～翌日1時）
9　祐天寺駅西口第二駐輪場		
10　祐天寺駅南高架下駐輪場		
11　洗足二丁目駐輪場	5時～翌日1時	洗足二丁目駐輪場 （7時～9時、17時～19時）
12　学芸大学駅東口駐輪場	5時30分～23時	学芸大学駅東口駐輪場 （5時30分～23時）
13　学芸大学駅西口第一駐輪場	24時間	
14　学芸大学駅西口第二駐輪場	定期利用：24時間、 １日利用：入庫は7時～18時、 出庫は24時間	
15　緑が丘駅駐輪場	5時～翌日1時	緑が丘駅駐輪場 （毎月1日～3日：7時～21時） （毎月4日～24日：7時～19時） （毎月25日～月末：7時～21時）
16　自由が丘駅南口駐輪場	6時～23時 （1月1日～3日は休み）	自由が丘駅南口駐輪場 （6時～12時、15時～23時）
17　中根一丁目駐輪場	24時間	都立大学駅北口駐輪場 （毎月1日～3日：6時～9時、16時～22時） （毎月4日～24日：6時～9時、16時～18時） （毎月25日～月末：6時～9時、16時～22時）
18　都立大学駅北口駐輪場	5時～翌日1時 （1月1日～3日は休み）	

「駒場三丁目駐輪場」、「都立大学駅北口駐輪場」については、令和6年3月31日をもって廃止となります。
問い合わせ先については、目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

（裏面に続く）

●駐輪場利用料金

駐輪場＼利用区分		定期利用								1日利用
		1か月				3か月				
		自転車	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車	自動二輪車	自転車	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車	自動二輪車	
1 駒場東大前西口駐輪場		2,000円				6,000円				自転車 100円
2 駒場東大前東大口駐輪場										自転車 100円 一般原付150円 自動二輪300円
3 駒場三丁目駐輪場		2,000円				6,000円				
4 池尻大橋駅東口駐輪場		2,000円	2,000円			6,000円	6,000円			自転車 100円
5 池尻大橋駅北口駐輪場		2,000円		3,000円		6,000円		9,000円		自転車 100円 一般原付150円 自動二輪300円
6 上目黒一丁目駐輪場		2,000円	2,000円			6,000円	6,000円			
7 中目黒駅前駐輪場	上段	2,000円				6,000円				自転車 100円
	下段	2,200円				6,600円				
8 祐天寺駅西口第一駐輪場		2,200円		3,300円		6,600円		9,900円		自転車 100円 一般原付150円
9 祐天寺駅西口第二駐輪場		2,000円				6,000円				
10 祐天寺駅南高架下駐輪場		2,000円				6,000円				自転車 100円
11 洗足二丁目駐輪場		2,000円		3,000円		6,000円		9,000円		一般原付150円 自動二輪300円
12 学芸大学駅東口駐輪場	1階	2,600円				7,800円				自転車 100円
	2階・地下	2,400円				7,200円				
	3階	2,200円				6,600円				
13 学芸大学駅西口第一駐輪場	上段	2,000円		3,900円		6,000円		11,700円		
	下段	2,600円				7,800円				
14 学芸大学駅西口第二駐輪場		2,000円		3,000円		6,000円		9,000円		自転車 100円 一般原付150円 特定原付150円
15 緑が丘駅駐輪場		2,000円	2,000円			6,000円	6,000円			
16 自由が丘駅南口駐輪場		2,600円	2,600円			7,800円	7,800円			
17 中根一丁目駐輪場										自転車 100円
18 都立大学駅北口駐輪場		2,600円				7,800円				

定期利用の場合、学生、65歳以上の高齢者は半額、障害があるかた、生活保護受給者は免除となります。詳しくは81ページに記載された各駐輪場の問い合わせ先にご連絡ください。

なお、「駒場三丁目駐輪場」、「都立大学駅北口駐輪場」については、令和6年3月31日をもって廃止となります。

また、料金についても令和6年4月1日付けで改定予定です。最新情報は、目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

道路・広告物、水道など

街路灯・ガードレール・道路などが壊れたら

●区道（道路・河川・橋）
道路公園サービス事務所　FAX3793-4347
　目黒地域サービス係　☎3711-6825
　碑文谷地域サービス係　☎5721-7287
●都道（目黒・駒沢・山手・環七・淡島通りなど）
東京都第二建設事務所目黒工区　☎3715-3265
●国道（玉川通り）
国土交通省東京国道事務所代々木出張所　☎3374-9451

私道整備の助成

道路公園課 補修設計係
☎5722-9774 FAX 3712-5129

区の助成条件（小規模な補修は除く）に合った私道の整備をするとき、区で算定した工事費のうち10%を負担していただくと、区で整備工事を行います。

私道の防犯灯が壊れたら

地域振興課 区民活動支援係
☎5722-9871 FAX 5721-7807

私道の防犯灯は地域の町会・自治会が設置し維持管理しています。不点灯など壊れた場合は町会・自治会にご連絡ください。

許可申請・承認申請

土木管理課 占用係
☎5722-9418 FAX 5722-9636

●道路占用許可申請
突出看板、建築用足場、仮囲いや電波障害解消のための架空線などを、やむをえず道路に継続的に設置するときは、道路占用許可申請を行い、許可を受けることが必要です。
●屋外広告物許可申請
屋外で広告塔・広告板・広告幕・貼り紙などの広告物を、建物その他の工作物等に掲出または表示するときは、屋外広告物許可申請を行い、許可を受けることが必要な場合があります。
●自費工事承認申請
駐車場への車の出入りなどのために、歩道やL形溝の切り下げ、ガードレールの撤去などの工事をするときは、事前立ち会いのうえ、自費工事承認申請を行い、承認を受けることが必要です。

街づくりの支援

都市整備課 街づくり調整係
☎5722-6846 FAX 5722-9239

地域街づくり条例を活用して、地域のさまざまな問題をきっかけに、身近な住環境のことについて、地域の皆さんで話し合いながら、街づくりを始めませんか。
区民の皆さんが街づくりに取り組めるよう支援しています。詳細はご相談ください。

宅地と道路・水路の境界確認

土木管理課 境界係
☎5722-9467 FAX 5722-9636

宅地と道路・水路の位置および境界の確認についての相談を受け付けます。

地籍調査

土木管理課 境界係
☎5722-9467 FAX 5722-9636

国土調査法に基づく地籍調査事業についての問い合わせを受け付けています。

下水道の維持管理

東京都下水道局南部下水道事務所
大田区雪谷大塚町13-26　☎5734-5031
東京都下水道局南部下水道事務所目黒出張所
下目黒2-1-15　☎3491-7867

雨水ます・下水管・汚水ますなどが詰まったとき

●区道の雨水ます・側溝の場合
道路公園サービス事務所　FAX3793-4347
　目黒地域サービス係　☎3711-6825
　碑文谷地域サービス係　☎5721-7287
●都道の雨水ます・側溝の場合
東京都第二建設事務所目黒工区　☎3715-3265
●公道の下水管・汚水ますの場合
東京都下水道局南部下水道事務所目黒出張所
☎3491-7867
●宅地内や私道の場合
最寄りの東京都指定下水道工事店へ

雨水流出抑制施設等設置の助成

都市整備課 狭あい道路係
☎5722-9729 FAX 5722-9239

雨水浸透ますなどの雨水流出抑制施設および雨水タンクを設置する場合、工事費の一部を助成します。
区の定める単価により算出した額と実際の工事の額のいずれか小さい額で上限は40万円です（雨水タンクは上限56,000円。原則、雨水流出抑制施設との併設が必要です）。
条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

犬の登録・狂犬病予防注射

生活衛生課 生活環境係
☎5722-9505 FAX 5722-9508

●受付窓口
生活衛生課生活環境係
各地区サービス事務所（東部地区を除く）
参照 P8～10
碑文谷保健センター
参照 P44「保健センター」

●登　録
犬を飼い始めたときは、登録しなければなりません。登録手数料は3,000円です。マイクロチップを装着している場合は、登録の確認等に必要となる場合がありますので、マイクロチップ番号がわかるものをご持参ください。

●こんなときは届け出を
①飼い犬が死んだ
②犬を譲ってもらった
③住所、飼い主の氏名が変わった
などの場合は受付窓口に届け出てください。
また、飼い犬を譲った場合は、譲り受けたかたに管轄の保健所に届け出るよう伝えてください。
なお、飼い犬が人をかんだときは、24時間以内に生活衛生課生活環境係へ届け出てください。

●狂犬病予防注射
生後91日以上の犬は、毎年1回（4～6月）狂犬病の予防注射を動物病院で受けなければなりません。7月以降に犬が生後91日に達したときや、注射を受けたかどうか不明な犬を飼い始めたときも、速やかに注射を受けさせてください。
予防注射を受けた後、受付窓口に動物病院が発行した注射済証明書を持参し、注射済票の交付を受けてください。交付手数料は550円です。
また、区と獣医師会は共催で4月に狂犬病予防週間（定期予防注射）を実施しています。注射と注射済票の手続が一度にできますので、ご利用ください。
なお、鑑札（登録証明）と注射済票は必ず首輪に付けてください。

犬・猫がいなくなったとき、飼えなくなったとき

東京都動物愛護相談センター
世田谷区八幡山 2-9-11
☎ 3302-3507（番号案内 2-2）
FAX 3329-2647

●犬・猫がいなくなったとき
犬やけがなどで動けない猫等は、動物愛護相談センターで保護されている場合があります。探しても見つからないときは、すぐに動物愛護相談センターまたは生活衛生課生活環境係（☎5722-9505）へご相談ください。

●犬・猫を飼えなくなったとき
やむをえない事情により飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても見つからないときは、動物愛護相談センターへご相談ください。

犬・猫などの動物死体処理

●家庭で飼われていたペット
飼い主の申し出により目黒区清掃事務所（☎3719-5345）が有料（1頭3,000円）で引き取りに伺います（25kg未満に限る）。

●飼い主の不明な犬・猫などの動物死体処理
私有地・私道の場合
その土地の所有者の申し出により、目黒区清掃事務所の職員が引き取りに伺います（25kg未満に限る）。
都道上・区道上の場合
目黒区清掃事務所へご連絡ください。
国道上の場合
国土交通省東京国道事務所代々木出張所（☎3374-9451）へご連絡ください。

消費生活

消費生活センター

目黒 2-4-36（区民センター内）
☎3711-1133 FAX 3711-5297
（相談専用☎3711-1140）

消費者の権利の確立と、自立を支援するための施設です。消費生活に関する学習や交流の場、消費者活動の拠点として利用できます。消費生活のことで困ったときの相談もお受けしています。

開館時間　9時～17時
休 館 日　土・日曜日、祝日・休日、年末年始（1月4日、12月28日を含む）

●消費生活相談コーナー

相談時間　月～金曜日　9時30分～16時30分（受付は16時まで）
参照 P19

●講座の開催

最新の消費生活情報や消費者として知っておきたい生活知識・法律・経済などの講座、実習教室、施設見学会などを実施しています。

●出張講座

会社の研修会や地域・グループの集まりなどで、消費者被害の実態や悪質商法の手口、見守りのポイント、子ども向けの消費者教育などについて学習したいときに、消費生活相談員がお伺いしてお話しします。日時・内容についてはご相談ください。

●情報の収集・提供

消費生活について調べたり、学習したりするための資料、パンフレット、図書、DVDなどの閲覧・貸し出しを行っています。

貸し出し
1回5点2週間まで（申込時に住所・氏名の確認ができるものをお持ちください）

消費生活情報紙
○めぐろ消費者にゅうす「シグナル」（年4回）
地区サービス事務所など区の主な施設、区内の主なスーパー、金融機関などで配布
○「こんさる～消費生活相談事例集」

●研修室の利用

会議・研修・講演などに利用できます。プロジェクター（別料金）も利用できます。

定　　員　48人
利用時間　9時～12時、13時～17時
料　　金　時間帯などによって異なりますので消費生活センターにお問い合わせください
申し込み　利用月の2カ月前（4カ月前）の月の1日から受け付け
※（　）内は消費者活動団体として登録している場合

●団体の登録

消費者問題について活動している5人以上（区内在住・在勤・在学者が半数以上）の団体・グループであれば、申請できます。

●消費者グループなどの自主学習助成

5人以上（区内在住・在勤・在学者が半数以上）の団体・グループで、消費生活に関する学習会を行う場合、講師の謝礼金を助成します（事前申請が必要）。

●おもちゃの病院

ボランティアの先生が子どもたちの目の前で壊れたおもちゃを分解・修理し、物を大切にする心と好奇心を育てます。費用は無料です（特殊な部品が必要な場合は有料になることがあります）。

日時　毎週日曜日13時～15時（年末年始（1月4日、12月28日を含む）を除く）

その他

ハクビシン・アライグマでお困りのかた

環境保全課 環境計画係
☎5722-9357 FAX 5722-9401

ハクビシン・アライグマによる家屋侵入などの被害でお困りのかたを対象に、区が契約している専門業者が実態を調査した上で、実際に、被害を受けていることが確認された場合、天井裏などに箱わなを設置して捕獲処分等を行います。

地域コミュニティ

町会・自治会、町会連合会

地域振興課 区民活動支援係
☎5722-9871 FAX 5721-7807

町会・自治会は、地域の人々により自主的に形成された「住民による自治組織」です。現在、目黒区内には、82の町会・自治会があります。

「いざ」というとき、身近に信頼できる人がいると、とても心強いものです。何気ないご近所付き合いや、町会・自治会活動に参加することの積み重ねは、毎日の生活にも安全・安心をもたらします。人と人とが信頼で結ばれ、住みよいまちづくりに参加するきっかけとして、町会・自治会に加入しましょう。

町会・自治会への加入については、直接、町会・自治会にお問合せください。加入についての連絡先は、地域振興課区民活動支援係でご案内しています。

●町会・自治会一覧 参照 P87・88

●町会・自治会の活動内容

○安全・安心（防犯、防火・防災、交通安全活動）

安全で安心なまちづくりのため、私道防犯灯や防犯カメラの設置・維持管理、防犯・防火パトロール、防災訓練、交通安全啓発活動等を行っています。

○生活環境の維持・向上

きれいで快適な生活環境を維持するため、道路や公園の清掃・草刈りなどの環境美化活動や資源のリサイクル活動を行っています。

○住民同士の親睦

お祭りや運動会、敬老行事やラジオ体操などを実施して、地域の住民相互のふれあいや、子どもから高齢者のかたまでの世代間交流を図っています。

○相互の助け合い

誰もが地域で安心して健やかに暮らせるように、地域のみんなで見守り、支えあう福祉活動や青少年健全育成活動を行っています。

○地域情報の伝達（回覧板・掲示板など）

生活に欠かせない町会・自治会の情報や、区や関係機関からの情報について、回覧や掲示板への掲示などでお知らせしています。

●町会連合会

目黒区内82の町会・自治会で組織し、町会・自治会それぞれの自主的な活動を尊重しながら、相互の連絡協調を図り、関係機関と協働して、安全・安心な住みよいまちづくりに努めています。

住区住民会議

各地区サービス事務所 参照 P8 ～ 10

目黒区では、住民自治による地域のコミュニティ形成を図るため、区立小学校の通学区域を基準にした広がりのある区域として22の住区を設定しています。

各住区には、住区内に住む人々や町会・自治会、PTA、商店会、社会教育団体、地域活動団体など、地域で活動している団体をはじめ、事業者やそこに働く人々などの参加によって、地域の問題解決やまちづくりを進めるため、住区住民会議が組織されています。住区住民会議は、自主的・民主的な団体であり政治的・経済的（営利的）・宗教的目的を持たない誰もが参加できる組織です。

また、住区ごとに地域の交流の場や地域活動の拠点として、住区センターがあります。

●住区住民会議一覧

地 区 名	住区住民会議名
北部地区	駒場住区住民会議
	菅刈住区住民会議
	東山住区住民会議
	烏森住区住民会議
東部地区	中目黒住区住民会議
	田道住区住民会議
	下目黒住区住民会議
	不動住区住民会議
中央地区	上目黒住区住民会議
	油面住区住民会議
	五本木住区住民会議
	鷹番住区住民会議
南部地区	月光原住区住民会議
	向原住区住民会議
	碑住区住民会議
	原町住区住民会議
	大岡山東住区住民会議
西部地区	大岡山西住区住民会議
	中根住区住民会議
	自由が丘住区住民会議
	八雲住区住民会議
	東根住区住民会議

●住区センターの利用 参照 P95

●町会・自治会区域別一覧

○目黒地区

町会・自治会名	おおむねの区域	住　区
青葉台日向町会	青葉台一丁目・二丁目の一部	菅刈
新上六町会	青葉台一丁目・二丁目・東山一丁目の一部	菅刈・東山・烏森
東山自治会	青葉台三丁目・東山一丁目・二丁目の一部	菅刈・東山
東山三丁目自治会	東山三丁目全域、大橋二丁目の一部	東山
上八町会	大橋一丁目全域、大橋二丁目・青葉台二丁目・三丁目の一部	駒場・菅刈
上八北自治会	青葉台四丁目全域、大橋二丁目・青葉台二丁目・三丁目の一部	駒場・菅刈
氷川台町会	大橋二丁目の一部	駒場
駒場町会	駒場一丁目～四丁目全域	駒場
上四町会	上目黒四丁目全域、上目黒二丁目・祐天寺一丁目の一部	上目黒・烏森
目黒宿山町会	上目黒五丁目全域、東山一丁目・二丁目の一部	東山・烏森
上三烏森町会	上目黒三丁目の一部	烏森
上一東町会	上目黒一丁目・中目黒一丁目・二丁目の一部	中目黒・菅刈
上二東町会	上目黒二丁目の一部	中目黒
上目黒一丁目町会	上目黒一丁目の一部	中目黒
伊勢脇町会	上目黒二丁目の一部	中目黒・烏森
上三町会	上目黒一丁目・三丁目の一部	中目黒・菅刈・烏森
中目黒八幡町会	中目黒三丁目全域、中目黒一丁目・二丁目・四丁目の一部	中目黒
中二北町会	上目黒一丁目・中目黒一丁目・二丁目の一部	中目黒
田道町会	三田二丁目・目黒一丁目・二丁目・三丁目・中目黒二丁目・四丁目の一部	中目黒・田道・下目黒
一・一町会	三田二丁目の一部	田道
下目黒一丁目町会	下目黒一丁目全域、目黒一丁目の一部	田道・下目黒
大鳥町会	目黒二丁目・三丁目・下目黒二丁目・三丁目の一部	下目黒
下二南町会	下目黒二丁目・三丁目の一部	下目黒
下目黒下町町会	下目黒二丁目・三丁目の一部	下目黒
不動前町会	下目黒三丁目・五丁目の一部	下目黒・不動
目黒三田町会	三田一丁目全域、三田二丁目・中目黒二丁目の一部	田道
下目黒中町会	下目黒三丁目・四丁目・五丁目の一部	下目黒・不動
目黒小滝町会	目黒三丁目・四丁目の一部	油面・下目黒
下目黒五丁目自治会	下目黒四丁目・五丁目・六丁目の一部	不動
目黒原町会	下目黒六丁目・中町一丁目の一部	油面・不動
大塚山町会	目黒四丁目の一部	油面
中町東町会	中町一丁目・二丁目の一部	油面
中目黒五丁目町会	目黒三丁目・中目黒五丁目の一部	油面・中目黒・下目黒
祐天寺町会	祐天寺一丁目の一部	上目黒
五本木西町会	五本木三丁目・中央町二丁目の一部	五本木
五本木中町会	五本木二丁目の一部	五本木
五本木北町会	五本木一丁目全域、祐天寺一丁目・二丁目の一部	上目黒
五本木東町会	五本木二丁目・中央町二丁目の一部	五本木
五本木上町会	五本木二丁目・中町二丁目の一部	五本木
祐天寺自治会	中目黒五丁目・祐天寺二丁目の一部	上目黒
中央中町会	中町一丁目・二丁目・中央町一丁目・二丁目の一部	油面・五本木

○碑文谷地区

町会・自治会名	おおむねの区域	住　区
碑文谷六丁目自治会	碑文谷六丁目全域	鷹番
三谷北町会	鷹番三丁目全域、五本木三丁目の一部	五本木・鷹番
碑文谷町会	碑文谷二丁目・四丁目・五丁目全域 碑文谷三丁目・鷹番一丁目・目黒本町二丁目の一部	月光原・大岡山東・碑・鷹番
鷹番一・二丁目町会	中央町一丁目・鷹番一丁目の一部、鷹番二丁目全域	鷹番
中央町一丁目町会	中央町一丁目・二丁目の一部	五本木・鷹番
清水東町会	目黒本町一丁目全域	不動
清水町会	目黒本町二丁目・四丁目・鷹番一丁目の一部	月光原・鷹番
目黒本町東町会	目黒本町三丁目・五丁目の一部	向原
目黒本町五丁目西町会	目黒本町五丁目の一部	向原
目黒本町五丁目南町会	目黒本町五丁目の一部	向原
目黒本町北町会	目黒本町三丁目・五丁目の一部	月光原・向原
向原東町会	目黒本町六丁目の一部	月光原・向原
向原西町会	目黒本町四丁目・六丁目の一部	月光原・向原・碑
月光町会	目黒本町三丁目・四丁目の一部	月光原
碑文谷一丁目町会	碑文谷一丁目全域、目黒本町六丁目の一部	碑
南二丁目町会	南二丁目全域、碑文谷三丁目の一部	大岡山東
南三丁目町会	南三丁目の一部	大岡山西
南三丁目東町会	南三丁目の一部	大岡山西
南一丁目町会	南一丁目全域	原町
洗足二丁目町会	洗足二丁目の一部	原町
洗足北町会	洗足一丁目全域、洗足二丁目の一部	原町
原町一丁目町会	原町一丁目の一部	向原
原町西町会	原町二丁目全域、原町一丁目・洗足二丁目の一部	向原・原町
自由が丘町会	自由が丘一丁目・二丁目の一部、自由が丘三丁目全域	自由が丘
自由が丘商店街自治会	自由が丘一丁目・二丁目の一部	自由が丘
緑が丘自治会	緑が丘一丁目・三丁目全域	中根
緑が丘西地区自治会	緑が丘二丁目全域、自由が丘一丁目の一部	自由が丘
中根東町会	中根二丁目全域	中根
中根西町会	中根一丁目全域、八雲一丁目・二丁目・柿の木坂一丁目の一部	自由が丘・八雲
平町会	平町一丁目・二丁目全域	大岡山西・中根
大岡山町会	大岡山一丁目の一部、大岡山二丁目全域	大岡山西・中根
大岡山西町会	大岡山一丁目の一部	大岡山西・中根
柿の木坂町会	柿の木坂一丁目・二丁目の一部	東根・八雲
柿の木坂第二維持会	柿の木坂一丁目の一部	八雲
西柿の木坂町会	柿の木坂二丁目・三丁目の一部	東根
柿の木坂みどり町会	柿の木坂二丁目・三丁目の一部	東根
柿の木坂西町会	柿の木坂二丁目の一部	東根
宮前町会	八雲二丁目・三丁目の一部	自由が丘・八雲
八雲町会	八雲一丁目～五丁目の一部	東根・自由が丘・八雲
芳窪町会	東が丘一丁目・八雲四丁目の一部	東根
大原町会	東が丘一丁目・八雲五丁目の一部、東が丘二丁目全域	東根